

女性の悩み相談

たとえば、こんなときに・・・

●夫や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）のこと

殴られたり、蹴られたりするなどの身体的な暴力、なじられたり、怒鳴られたりするなどの言葉の暴力・精神的な暴力、生活費が貰えないなどの経済的な暴力を受けるなどしてお悩みの方。

●離婚のこと

離婚を考えている、あるいは、離婚を迫られている。

●親子、嫁姑などの家族問題のこと ●近隣、職場などの対人関係のこと

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

三重県北勢福祉事務所 女性相談専用 TEL 352-0557

月曜日から金曜日まで 9時から15時45分

※年末年始、祝日は、お休みです。都合により相談日時を変更することがあります。

あなたの気づきが事件を防ぎます。「誰かの身の危険を感じる大きな怒鳴り声や大きな物音などが聞こえたら」110番通報を！

人には言えない悩みを抱えて、誰に相談してよいかわからない「女性の悩み」に、三重県北勢福祉事務所の女性相談員が電話相談・面接相談を受け付けています。
※費用は、無料です。秘密は守ります。

主唱：厚生労働省・内閣府

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

児童相談所（全国共通ダイヤル）や
市町村の窓口へ連絡・相談ください。

児童相談所全国共通ダイヤル



※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童虐待の 定義は・・・

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、
重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

子育て健康課 TEL 377-5652 北勢児童相談所 TEL 347-2030